

参考資料

Ⅲ 策定の経過

- 1. 田原市都市計画マスタープラン改定委員会(平成27年度)
 - 1) 開催の経緯
 - ○第1回(平成27年8月11日) 場所:田原市役所 南庁舎 4階政策会議室
 - ・改定委員会設置要綱及び委員会の議事運営等について
 - 委員長の互選
 - ・平成26年度の取組みについて
 - ・都市計画マスタープランの改定のポイント
 - ○第2回(平成27年10月5日) 場所:田原市役所 南庁舎 4階政策会議室
 - ・将来都市フレームについて
 - ・都市づくりの理念と目標について
 - ・将来の都市構造について
 - ○第3回(平成27年11月25日) 場所:田原市役所 北庁舎 1階大会議室
 - ・土地利用の方針(全体構想・地域別構想)について
 - ・都市施設整備の方針(都市計画道路)について
 - ・地域別構想について
 - ○第4回(平成28年1月5日) 場所:田原市役所 南庁舎 4階政策会議室
 - ・都市施設整備の方針(案)について
 - ・地域別構想(案)について
 - ○第5回(平成28年3月24日) 場所:田原市役所 南庁舎 4階政策会議室
 - ・改定版田原市都市計画マスタープラン(案)について
 - ・第3部地区別構想の策定に向けて



2) 田原市都市計画マスタープラン改定委員会設置要綱

(設置)

第1条 都市計画法(昭和43年法律第100号)第18条の2第1項に規定する市町村の都市計画に 関する基本方針(以下「都市計画マスタープラン」という。)を改定するため、田原市都市計画マス タープラン改定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 委員会は、次に掲げる事項の調査、検討等を行い、市長に提言するものとする。
 - (1) 都市計画マスタープランの改定に関すること。
 - (2) その他市長が必要と認めること。

(組織)

- 第3条 委員会は、委員12人以内をもって組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市民、各種団体等の代表者
- (3) 関係行政機関又は県の職員

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から都市計画マスタープランを改定する日までとする。 (委員長)

- 第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。
- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。 (会議)
- 第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。
- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 (改定部会)
- 第7条 委員会にその所管事務に係る専門的事項を取りまとめるため、田原市都市計画マスタープラン 改定部長会議(以下「改定部会」という。)を置く。
- 2 改定部会は、別表第1に掲げる者をもって構成する。
- 3 改定部会に部会長を置き、部会長は、都市建設部長をもって充てる。
- 4 部会長は、改定部会の事務を掌理し、改定部会の検討の経過及び結果を委員長に報告する。 (幹事会)
- 第8条 改定部会にその専門的事項を調査研究させるため、田原市都市計画マスタープラン改定研究会 (以下「研究会」という。)を置く。
- 2 研究会は、別表2に掲げる者をもって構成する。
- 3 研究会に座長を置き、座長は、街づくり推進課長をもって充てる。
- 4 座長は、研究会の事務を掌理し、研究会の検討の経過及び結果を改定部会に報告する。 (関係者の出席)
- 第9条 委員会は、必要に応じて関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。 (麻務)
- 第10条 委員会の庶務は、田原市都市建設部街づくり推進課において処理するものとする。 (姓即)
- 第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って 定める。

附則

この要綱は、平成27年7月27日から施行する。

別表第1 (第8条関係)

職名		
政策推進部長	都市建設部長	
総務部長	水道部長	
市民環境部長	渥美支所長	
健康福祉部長	教育部長	
産業振興部長	消防長	

別表第2(第9条関係)

職	名
政策推進課長	商工観光課長
経営企画課長	土木課長
	街づくり推進課長
環境政策課長	建築課長
高齢福祉課長	下水道課長
子育て支援課長	文化生涯学習課長
農政課長	防災対策課長



3) 改定委員名簿

区分	氏 名	職 名	
	◎ 海 道 清 信	名城大学 都市情報学部 都市情報学科 教授	
学識経験者 ○ 浅 野 純 一 郎		豊橋技術科学大学 建築・都市システム学系 教授	
	高取千佳	名古屋大学 大学院環境学研究科 助教	
	伊 藤 茂 紀	平成27年度 田原市地域コミュニティ連合会副会長	
古足化主	加藤武紀	田原市街地まちづくり会議 会長	
市民代表		赤羽根地区まちづくり推進委員会 会長	
	川崎政夫	清田・福江校区まちづくり推進協議会 顧問	
各種団体	大 塚 康 弘	田原臨海企業懇話会 (東京製鐵株式会社 田原工場 総務部 安全総務課長 代理)	
дын	小 野 全 子	公益社団法人 愛知建築士会 常務理事	
行政機関	横山甲太郎	愛知県建設部 都市計画課長	
	杉 浦 政 晴	愛知県東三河建設事務所 企画調整監	

◎:委員長、○職務代理者

参考

2. 田原市都市計画マスタープラン改定研究会(平成27年度)

- 1) 開催の経緯
 - ○第1回(平成27年8月31日) 場所:田原市役所 北庁舎 1階大会議室
 - 人口フレームについて
 - ○第2回(平成27年11月13日) 場所:田原市役所 北庁舎 1階大会議室
 - ・都市づくりの理念と目標について
 - ・将来の都市構造について
 - ・土地利用の方針について
 - ・地域別構想について
 - ○第3回(平成27年8月31日) 場所:田原市役所 北庁舎 3階300会議室
 - ・都市施設整備の方針について
 - ○第4回(平成28年1月6日) 場所:田原市役所 北庁舎 3階302会議室
 - ・地域別構想(案)について
 - ・都市施設整備方針の対応について
 - ○第5回(平成28年3月14日)(意見照会)



2) 研究会委員名簿

所 属	職名	氏 名	備考
政策推進部政策推進課	次長	富田昌義	
政策推進部経営企画課	課長	大 羽 浩 和	
市民環境部環境政策課	課長	杉 浦 清 明	
健康福祉部高齢福祉課	次長	宮川裕之	
健康福祉部子育て支援課	課長	千 賀 達 郎	
産業振興部農政課	課長	石 川 恵 史	
産業振興部商工観光課	課長	河邊俊和	
都市建設部土木課	課長	河邊功治	
都市建設部街づくり推進課	課長	柴 田 高 宏	座長
都市建設部建築課	課長	岡田利幸	
水道部下水道課	課長	小久保 順 一	
教育部文化生涯学習課	課長	鈴 木 洋 充	
消防本部防災対策課	課長	森下錬	

田原市都市計画マスタープラン

3. 田原市都市計画マスタープラン等改定委員会(令和5年度)

1) 開催の経緯

- ○第1回(令和5年8月10日) 場所:田原市役所 南庁舎 6階講堂
 - ・改定委員会設置要綱及び委員会の議事運営等について
 - · 委員長選出
 - ・田原市都市計画マスタープラン及び田原市立地適正化計画の改定について
 - ・将来人口について
 - ・災害リスクの分析と課題の整理について
- ○第2回(令和5年10月12日) 場所:田原市役所 南庁舎 6階講堂

(都市計画マスタープラン)

- ・都市づくりの課題及び都市づくりの理念と目標について
- ・土地利用フレーム(住宅地)について
- ・将来の都市構造について

(立地適正化計画)

- ・居住誘導区域等の設定(素案)について
- ○第3回(令和5年11月6日) 場所:田原市役所 南庁舎 6階講堂

(都市計画マスタープラン)

- ・将来人口及び将来市街地の考え方について
- ・土地利用の方針等について

(立地適正化計画)

- ・防災・減災対策について
- ○第4回(令和5年12月21日) 場所:田原市役所 南庁舎 6階講堂

(都市計画マスタープラン)

・土地利用の方針等について

(立地適正化計画)

- ・誘導施設について
- ・誘導施策について
- ・目標の設定について
- ○第5回(令和6年2月7日) 場所:田原市役所 南庁舎 6階講堂
 - ・一部改定(案)について



2) 田原市都市計画マスタープラン等改定委員会設置要綱

(設置)

第1条 都市計画法(昭和43年法律第100号)第18条の2第1項に規定する市町村の都市計画に 関する基本方針(以下「都市計画マスタープラン」という。)及び都市再生特別措置法(平成14年 法律第22号)第81条第1項に規定する住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図るための 計画(以下「立地適正化計画」という。)の改定にあたり、必要な事項を協議するため、田原市都市 計画マスタープラン等改定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、都市計画マスタープラン及び立地適正化計画の改定に関する事項その他必要な事項 について、協議検討を行い、市長に提言するものとする。

(組織)

- 第3条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
 - (1) 学識経験を有する者
 - (2) 市民、各種団体等の代表者
 - (3) 交通事業者
 - (4) 行政機関の職員

(任期)

第4条 委員の任期は、市長が委嘱し、又は任命した日から都市計画マスタープラン及び立地適正化計画の改定の日までとする。

(役員の定数及び選任)

- 第5条 委員会に次の役員を置く。
 - (1) 委員長 1人
 - (2) 職務代理者 1人
- 2 委員長は、委員の互選とする。
- 3 職務代理者は、委員のうちから委員長が指名する。

(役員の職務)

- 第6条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 2 職務代理者は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代 理する。

(会議)

- 第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。
- 2 委員は、代理者を会議に出席させることができる。
- 3 委員会は、委員(その代理者を含む。次項において同じ。)の半数以上の出席がなければ、会議を 開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、田原市都市建設部街づくり推進課において処理するものとする。

(2件目目)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年7月1日から施行する。
- 2 第7条第1項の規定にかかわらず、最初の会議は市長が招集する。

3) 改定委員名簿

区分	氏 名	職名
学識経験者	浅野純一郎	豊橋技術科学大学 建築・都市システム学系 教授
于政府公	◎ 杉 木 直	豊橋技術科学大学 建築・都市システム学系 准教授
	今 泉 隆 一	田原中部校区コミュニティ協議会 会長
	中 川 博 文	赤羽根校区コミュニティ協議会 会長
	山本五夫	福江校区コミュニティ協議会 会長
	木 村 敏 和	清田校区コミュニティ協議会 会長
	斎 藤 健 司	田原臨海企業懇話会 (東京製鐵株式会社 田原工場 管理部 安全環境課)
	小 野 全 子	公益社団法人 愛知建築士会
交通事業者	荒 島 丈 博	豊鉄バス株式会社 営業企画課 課長
	伊藤慎悟	愛知県 都市・交通局 都市基盤部 都市計画課 課長
行政機関	村 田 卓 則	愛知県 東三河建設事務所 企画調整監
	〇 鈴 木 洋 充	田原市 都市建設部 部長
	河 合 欽 史	田原市 防災局 防災対策課 課長

◎:委員長、○職務代理者



4. 田原市都市計画マスタープラン等改定庁内検討会議(令和5年度)

1) 開催の経緯

- ○第1回(令和5年7月28日) 場所:田原市役所 北庁舎 3階302会議室
 - ・田原市都市計画マスタープラン及び田原市立地適正化計画の改定について
 - ・田原市の将来人口について
 - ・田原市における災害リスクについて
 - ・施策状況の確認について

○第2回(令和5年12月1日) 書面開催

- ・誘導施策の確認について
- ・誘導施設の確認について
- ○第3回(令和6年1月18日) 場所:田原市役所 北庁舎 3階300会議室
 - ・改定版田原市都市計画マスタープランの改定について
 - ・田原市立地適正化計画の改定について
 - ・計画改定案の内容確認について

2) 庁内検討会議委員名簿

防災局 防災対策課長	企画部 企画課長	市民環境部 環境政策課長
福祉部 地域福祉課長	福祉部 高齢福祉課長	こども健康部 子育て支援課長
こども健康部 健康課長	農林水産部 農政課長	商工観光部 商工課長
商工観光部 観光課長	都市建設部 建設課長	都市建設部 維持管理課長
都市建設部 街づくり推進課長	都市建設部 建築課長	上下水道部 下水道課長
教育部 教育総務課長	教育部 生涯学習課長	

Ⅱ 用語集

あ行

【渥美半島道路】

○起点を豊橋市、終点を田原市とする、東三河中心都市である豊橋市への「東三河1時間交通圏」の実現、 高速道路等へのアクセス向上、ならびに国土強靭化を図り、産業生産性向上、救急医療、災害対応な どのストック効果が期待される道路。

か行

【グランドデザイン】

○全体にわたる壮大な計画・構想

【下水道汚泥】

○排水処理や下水処理の各過程で、沈殿またはろ過等により取り除かれる泥状の物質で、有機物 (=汚) と無機物 (=泥) よりなる。

【公共下水道】

○下水道法第2条第3項において、主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のものをいう。

【高度利用地区】

○都市計画法第9条に定める「用途地域内の市街地における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新とを図るため、建築物の容積率の最高限度及び最低限度、建築物の建ペい率の最高限度、建築物の建築面積の最低限度並びに壁面の位置の制限を定める地区」である。用途地域の指定があるところに重ねて指定され、用途地域の指定を補完する。小規模建築物の建築を抑制するとともに建築物の敷地内に有効な空地を確保することで土地の高度利用に特化した制限を設ける地区に定められる。

【コミュニティプラント】

○地方自治体や民間事業者の開発行為による住宅団地などで、し尿や生活排水を合わせて処理する施設をいう。複数の家庭から排出されるし尿と生活雑排水を処理するものであり、地域で共同に利用する合併処理浄化槽とも言える。

【コンパクトシティ】

○都市的土地利用の郊外への拡大を抑制すると同時に中心市街地の活性化が図られた、生活に必要な諸機能が近接した効率的で持続可能な都市、もしくはそれを目指した都市政策のこと。



さ行

【三遠伊勢連絡道路】

○愛知県田原市から伊勢湾を横断し、三重県伊勢市の志摩半島に至る高規格道路としての役割が期待される構想路線のこと。

【市街化区域】

○既に市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域をいう。

【市街化調整区域】

○市街化を抑制すべき区域をいう。

【自然公園】

○環境大臣が指定する国立公園・国定公園、都道府県知事が指定する都道府県立自然公園があり、いずれも自然環境の保護と快適で適正な利用が推進されています。土地の権原に関わらず地域が指定されているため、公有地のほか、民有地も含まれている。

【主要地方道】

○日本における道路の分類の一つで、道路法第56条の規定により国土交通大臣が指定する主要な都道府県道または市道である。高速自動車国道や一般国道と一体となって広域交通を担う幹線道路として位置付けられており、路線は建設省告示で指定されている。

【浚渫】

○港湾・河川・運河などの底面を浚(さら)って土砂などを取り去る土木工事のこと。

【製造品出荷額等】

○1年間(1~12月)における製造品出荷額、加工賃収入額、その他収入額及び製造工程からでたくず 及び廃物の出荷額の合計であり、消費税等内国消費税額を含んだ額。

た行

【地区計画】

○都市計画法第12条の4第1項第1号に定められている、住民の合意に基づいて、それぞれの地区の特性にふさわしいまちづくりを誘導するための計画。既存の他の都市計画を前提に、ある一定のまとまりを持った「地区」を対象に、その地区の実情に合ったよりきめ細かい規制を行う制度。

【特別用途地区】

○都市計画法第9条に定める「用途地域内の一定の地区における当該地区の特性にふさわしい土地利用の増進、環境の保護等の特別の目的の実現を図るため」の地区である。規制内容については、建築基準法第49条の規定により地方公共団体の条例で定めることになっている。

【都市計画基礎調査】

○都道府県は、都市計画区域について、おおむね5年ごとに都市計画に関する基礎調査として、人口規模や土地利用等についての調査を行っている。

【都市計画区域】

○一体の都市として総合的に整備、開発及び保全すべき区域とされ、田原市は、東三河都市計画区域に 指定されている。

な行

【農業集落排水】

○農業集落排水は、農村世帯の生活環境の向上・農業用水の水質保全などを目的として、各家庭のトイレ・台所・お風呂などから出た汚水を処理場に集め、きれいにして川に戻す施設のことをいう。内容は公共下水道とほぼ同じであるが、数集落を一単位として、各地区に整備されている。

【農業振興地域】

○今後、相当期間(概ね10年以上)にわたり、総合的に農業振興を図るべき地域であり、その指定は、 国の定める「農業振興地域整備基本指針」に基づいて都道府県知事が行う。

【農用地】

○農業振興地域内における集団的に存在する農用地や、土地改良事業の施行にかかる区域内の土地など の生産性の高い農地等、農業上の利用を確保すべき土地として指定された土地のことをいう。

は行

【パークアンドライド】

○都市部や観光地などの交通渋滞の緩和のため、末端交通機関である自動車・原付・軽車両を郊外の公共交通機関乗降所(鉄道駅やバス停留所など)に設けた駐車場に停車させ、そこから鉄道や路線バスなどの公共交通機関に乗り換えて目的地に行く方法である。 P&R と略すこともある。

【パーソントリップ調査】

○パーソントリップ調査(パーソン=人、トリップ=動き)とは、「いつ」「どこから」「どこまで」「どのような人が」「どのような目的で」「どのような交通手段を利用して」移動したのかについて調査し、人の1日のすべての動きをとらえるもの。 人の動き(地域別・交通手段別等の交通実態)を総合的に把握する唯一の調査であり、交通計画、道路計画、防災計画等の検討のための基礎資料として活用されている。

【バイオマス】

○生物資源(bio)の量(mass)を表す概念で、一般的には「再生可能な、生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの」をバイオマスと呼んでいる。



【バリアフリー】

○対象者である障害者を含む高齢者等の社会的弱者が、社会生活に参加する上で生活の支障となる物理 的な障害や、精神的な障壁を取り除くための施策、若しくは具体的に障害を取り除いた事物および状態を指す用語。

ま行

【澪(みお)】

○河川や海で船が航行する水路 (航路)をいう。

や行

【用途地域】

○土地利用の用途の混在を防ぎ、日照、通風、防火、騒音、振動、悪臭、交通混雑などの環境問題の発生を防止する役割があります。また、都市の将来像の実現のため、必要とされる都市機能(商業、工業、居住機能等)の配置構想に沿って土地利用を誘導する役割がある。

ら行

【リーマンショック】

○アメリカ合衆国の投資銀行であるリーマン・ブラザーズが破綻したことに端を発して、続発的に世界 的金融危機が発生した事象を総括的に呼んでいる。

【リダンダンシー】

○「冗長性」、「余剰」を意味する英語であり、国土計画上では、自然災害等による障害発生時に、一部 の区間の途絶や一部施設の破壊が全体の機能不全につながらないように、予め交通ネットワークやライフライン施設を多重化したり、予備の手段が用意されている様な性質を示す。